

令和 7 年 第 1 回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和 7 年 7 月 30 日

筑西広域市町村圏事務組合

令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月30日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	3
職務のため出席した者	3
臨時議長の紹介	5
開 会	5
開 議	5
新議員の紹介	5
仮議席の指定	6
選挙第2号 議長の選挙	6
議長就任の挨拶	6
諸般の報告	7
管理者提出議案の報告	7
議会運営委員長の報告	8
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
選挙第3号 副議長の選挙	10
副議長就任の挨拶	10
管理者の招集挨拶	11
報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
監査委員就任の挨拶	16
議案第5号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）	26
閉会中の継続審査の申し出について	26
閉 会	27

令和 7 年第 1 回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午後 3 時開会
筑西市議会議事堂

日程第 1 選挙第 2 号 議長の選挙について

令和 7 年第 1 回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程（その 2）

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午後 3 時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 3 号 副議長の選挙について
- 日程第 4 報告第 1 号 処分事件報告について
報告第 2 号 処分事件報告について
報告第 3 号 処分事件報告について
（3 件一括上程）
- 日程第 5 議案第 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 5 号 財産の取得について
議案第 6 号 財産の取得について
議案第 7 号 財産の取得について
（3 案一括上程）
- 日程第 7 議案第 8 号 令和 7 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案外報告 令和 6 年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（２０名）

１番	萩原剛志君	２番	仁平実君
３番	塚田砂与君	４番	吉富泰宣君
５番	石嶋巖君	６番	森正雄君
７番	永塚英恵君	８番	石川周三君
９番	小高友徳君	１０番	潮田新正君
１１番	林悦子君	１２番	小倉ひと美君
１３番	田中隆徳君	１４番	増渕慎治君
１５番	仁平正巳君	１６番	榎戸甲子夫君
１７番	赤城正徳君	１８番	大橋康則君
１９番	早瀬悦弘君	２０番	稲葉里子君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた者

管 理 者	設 楽 詠美子 君	副 管 理 者	小 林 栄 君
副 管 理 者	大 塚 秀 喜 君	常 任 幹 事	矢 口 徹 君
常 任 幹 事	西 條 豊 二 君	常 任 幹 事	小 幡 康 君
会 計 管 理 者	菊 池 徳 昌 君	事 務 局 長	須 藤 正 明 君
事務局副局長 兼企画財政課 長	広 瀬 浩 孝 君	事 務 局 長	田 口 俊 幸 君
事務局契約 管財課長兼 筑西遊湯館長	岡 崎 瑞 穂 君	県西総合公園 管理事務所長	北 條 正 進 君
環境センター 所 長	藤 田 英 明 君	消 防 本 部 長	高 橋 誠 一 君
消 防 本 部 長	市 村 正 明 君	消 防 本 部 長	石 島 英 明 君
消 防 本 部 長	中 山 一 美 君	消 防 本 部 長	仁 平 昇 君
消 防 本 部 管理統制課長	松 田 雅 隆 君		

職務のため出席した者

事務局副局長	島 村 信 之 君	事務局総務課 主 任	菊 池 裕 樹 君
--------	-----------	---------------	-----------

事務局総務課 古 沢 梓 君
主 事

◎臨時議長の紹介

○事務局副局長（島村信之君） 本日は、臨時会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

さて、先般の結城市及び筑西市選出の組合議員の改選に伴い、現在、議長及び副議長が不在となっております。このことから、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。ご出席の議員の中で稲葉里子議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

稲葉里子議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長 稲葉里子君議長席に着席〕

○臨時議長（稲葉里子君） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました、結城市選出の稲葉里子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（稲葉里子君） これより令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午後 3時01分）

◎開議の宣告

○臨時議長（稲葉里子君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○臨時議長（稲葉里子君） まず、先般、筑西広域市町村圏事務組合議会議員の改選がございました。この際、全議員の紹介をいたさせます。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

島村副局長。

○事務局副局長（島村信之君） ご紹介いたします。

結城市、永塚英恵議員、同じく石川周三議員、同じく大橋康則議員、同じく早瀬悦弘議員、同じく稲葉里子議員。

筑西市、塚田砂与議員、同じく吉富泰宣議員、同じく石嶋 巖議員、同じく森 正雄議員、同じく小倉ひと美議員、同じく田中隆徳議員、同じく増渕慎治議員、同じく仁平正巳議員、同じく榎戸甲子

夫議員、同じく赤城正徳議員。

桜川市、萩原剛志議員、同じく仁平 実議員、同じく小高友徳議員、同じく潮田新正議員、同じく林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（稲葉里子君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第2号 議長の選挙

○臨時議長（稲葉里子君） これより、議事日程に入ります。

日程第1、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に田中隆徳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました田中隆徳君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、田中隆徳君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田中隆徳君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（稲葉里子君） 田中隆徳君、ご挨拶をお願いいたします。

〔新議長 田中隆徳君登壇〕

○新議長（田中隆徳君） 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま稲葉議員からご指名、ご推挙いただきまして、皆さんの賛同を得られまして、このたび議長を拝命することになりました筑西市の田中でございます。心より厚く御礼を申し上げます。

去年度に引き続き、広域議会の議長として円滑でそして公平な議事運営に努めてまいりますので、どうか皆様のご支援、ご協力のほど賜りますようよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（稲葉里子君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

田中隆徳君、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（田中隆徳君） 議長席を交代いたしました。

それでは、書類整理があるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時12分

○議長（田中隆徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（田中隆徳君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（田中隆徳君） 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、既に管理者より送付されたとおりであります。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第58号

令和7年7月30日

組合議会議長 田中隆徳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 設 楽 詠美子

令和7年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

- 報告第1号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について）
- 報告第2号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）
- 報告第3号 処分事件報告について（令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号））
- 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第5号 財産の取得について
- 議案第6号 財産の取得について
- 議案第7号 財産の取得について
- 議案第8号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（田中隆徳君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月25日に行われた議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、赤城正徳君。

〔議会運営委員会委員長 赤城正徳君登壇〕

○議会運営委員会委員長（赤城正徳君） 連日35度以上の猛暑の中、公私にわたりまして議員の皆さんには議会活動をしていることと存じます。自分の体が健康であってこそ議会活動できるものですから、どうぞ議員の皆様、お体にはご自愛ください。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、去る7月25日に議会運営委員会を開催いたしました。その結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定しております。

日程第3は、選挙第3号 副議長の選挙についてであります。

日程第4は、報告第1号 処分事件報告についてから報告第3号 処分事件報告についてまでの3件を一括で上程するものであります。

日程第5は、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第6は、議案第5号 財産の取得についてから議案第7号 財産の取得についてまでの3案を

一括上程するものであります。

日程第7は、議案第8号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

日程第8は、議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、議案質疑の時間及び質疑回数については、質疑は総括方式のみとし、答弁を含め30分以内、質疑回数は3回までと決定しております。

また、本会議での服装については、クールビズ期間中においてはノーネクタイを可としますが、議場への入退場及び登壇する際は上着を着用するものいたします。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆さんの特段のご協力をお願い申し上げます、報告に代えさせていただきます。

○議長（田中隆徳君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（田中隆徳君） これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今般、組合議員になられた方の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

島村副局長。

○事務局副局長（島村信之君） 議席を朗読いたします。

3番議席に塚田砂与議員、4番議席に吉富泰宣議員、5番議席に石嶋 巖議員、6番議席に森 正雄議員、7番議席に永塚英恵議員、8番議席に石川周三議員、12番議席に小倉ひと美議員、13番議席に田中隆徳議員、14番議席に増渕愼治議員、15番議席に仁平正巳議員、16番議席に榎戸甲子夫議員、17番議席に赤城正徳議員、18番議席に大橋康則議員、19番議席に早瀬悦弘議員、20番議席に稲葉里子議員。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中隆徳君） 次に、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に10番、潮田新正君、18番、大橋康則君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日１日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） ご異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたしました。

◎選挙第３号 副議長の選挙

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第３、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に早瀬悦弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました早瀬悦弘君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） ご異議なしと認めます。よって、早瀬悦弘君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました早瀬悦弘君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第２項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（田中隆徳君） 早瀬悦弘君、ご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 早瀬悦弘君登壇〕

○新副議長（早瀬悦弘君） 皆さん、こんにちは。結城市の早瀬悦弘でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま副議長の選挙に対しまして、皆様のご推挙をいただきまして、大変光栄なると存じており

ます。今後、田中隆徳議長を補佐し、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいるところであります。よろしくお願い申し上げまして、簡単ですが、就任の挨拶に代えます。よろしくお願いいたします。

◎管理者の招集挨拶

○議長（田中隆徳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
設楽管理者。

〔管理者 設楽詠美子君登壇〕

○管理者（設楽詠美子君） 令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多用のところ本臨時会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、このたび正副議長選挙におきまして、ご就任されました田中隆徳議長及び早瀬悦弘副議長におかれましては、心からお祝いを申し上げますとともに、広域行政の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私ごとではございますが、先般の筑西市長選挙に際しまして、筑西市民の皆様からご信任をいただき、当選の榮に浴することができました。そして、去る4月30日開催の第1回正副管理者会議におきまして、歴史と伝統のある筑西広域市町村圏事務組合の管理者にご推挙いただき、就任いたしましたことをこの場をお借りして皆様にご報告申し上げます。その重責に身の引き締まる思いでございますが、今後も結城市、桜川市、そして筑西市の3市の連携を密に図り、広域行政の発展のために努力してまいりたいと考えておりますので、組合議員の皆様をはじめ広域行政の関係者のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本臨時会の提出案件について申し上げます。報告案件が3件、議選議案が1件、財産の取得議案が3件、補正予算議案が1件、議案外報告が1件の、合わせて9件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当から説明いたしますので、十分にご審議をいただき、ご賛成賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第4、報告第1号 処分事件報告についてから報告第3号 処分事件報告についてまでの3件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

○事務局長（須藤正明君） 事務局長の須藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号 処分事件報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、2ページ目は専決処分書の写しでございます。

今回の条例改正につきましては、令和6年人事院勧告に基づく一般職及び特別職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、昨年12月17日に可決されたことを受け、構成3市において改正給与条例がそれぞれ可決されたことに伴い、筑西市の給与体系を準用している当組合も同様に条例改正を行ったものでございます。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。主な改正点は4点ございます。まず1点目は、民間給与との格差を是正するため、初任給をはじめ若年層に重点を置き、行政職給料表及び消防職給料表を引き上げ、改定するものでございます。2点目は、賞与の支給率を引き上げるものでございます。3点目は、職員手当等につきまして所要の改正を行うものでございます。4点目は、会計年度任用職員について、給料表を引き上げるための改定をするものでございます。

それでは、条文に従いまして詳細をご説明いたします。3ページをご覧ください。筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条は、令和6年12月の期末手当及び勤勉手当の支給率を、一般職についてはそれぞれ100分の5、定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ100分の2.5引き上げるための改正でございます。

次に、4ページから12ページまでは改正後の給料表でございます。若年層に重点を置きつつ、全ての号給において引き上げるものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。第2条は職員手当等の改正でございます。まず、第10条の扶養手当につきましては、子に係る扶養手当の額を1万3,000円に増額するとともに、配偶者に係る扶養手当を廃止するものでございます。

次に、第11条の地域手当は、7つの区分から5つの区分に再編し、そのうち3級地から5級地までの支給割合を改正するものでございます。

次に、第11条の2の住居手当は、支給要件を改正するものでございます。

次に、11条の3の通勤手当につきましては、一月の通勤手当の上限金額を15万円とするものでございます。

次に、第11条の4の単身赴任手当につきましては、採用時から支給ができるよう改正するものでございます。

次に、第17条の2の管理職特別勤務手当につきましては、支給要件を改正するものでございます。

次に、第19条の期末手当及び第20条の勤勉手当につきましては、令和7年度以降の支給率を平準化させるための改正でございます。

また、15ページから23ページまでは、令和7年4月以降の給料表の改正でございます。給料月額 lowest水準を引き上げることにより、昇給時に給料が大きく上がる仕組みに改正するものでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。第3条、第4条は適用範囲についての改正でございます。

第5条は、会計年度任用職員に係る給料表を引き上げるものでございます。

27ページをご覧ください。附則でございます。第1項及び第2項は、本条例の施行期日についてでございます。

第3項は扶養手当に関する経過措置でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。第4項及び第5項は地域手当に関する経過措置、第6項は、単身赴任手当に関する経過措置でございます。

第7項は、改正後の給与条例等の適用日を令和6年4月1日とするものでございます。

第8項は、改正前に支給された給与は改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。第9項は、給料表の改定に伴う号給の切替えについて規定しております。

第10項は委任に関する規定でございます。

また、附則別表といたしまして、職員の号給切替え表を定めております。

報告第1号の説明は以上でございます。

続きまして、報告第2号をご説明いたします。報告第2号 処分事件報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、2ページ目は専決処分書の写しでございます。

今回の条例改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、仕事と育児を両立できる職場環境の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

なお、構成市におかれましては、それぞれ令和7年第1回定例会において可決されており、当組合においても同様の改正を行うものでございます。

それでは、条文に従いご説明いたします。3ページをお願いいたします。筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。子の年齢に応じ、柔軟な働き方を実現するための経過措置の拡大として、時間外勤務の制限のための請求要求を拡大し、対象となる職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員とするものでございます。

附則でございますが、第1項は本条例の施行期日について規定するものでございます。

第2項は、経過措置として、施行日である令和7年4月1日以降の時間外勤務の制限請求については、施行日前においても請求できることを規定するものでございます。

報告第2号の説明は以上でございます。

続きまして、報告第3号をご説明いたします。報告第3号 処分事件報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）を専決処分したことから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、2ページ目は専決処分書の写しでございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,440万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,208万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回専決処分いたしました補正予算の内容につきましては、令和6年4月1日付人事異動及び令和6年人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の組替え及び増額補正でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。

款1項1分賦金のうち、目1議会総務費分賦金で302万4,000円の増額。目2公園費分賦金で442万円の減額。目3衛生費分賦金で139万6,000円の増額でございます。こちらは事務部局における令和6年4月1日付人事異動に伴う人件費の組替えであり、これによる増減はございません。

次に、目4消防費分賦金で5,440万9,000円の増額でございます。こちらは、人事院勧告に基づく給与改定に伴う消防職員の人件費の増額補正でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。3、歳出でございます。初めに、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で899万9,000円の増額。

目3筑西遊湯館費で597万5,000円の減額。

次に、款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費で442万円の減額。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費で139万6,000円の増額。これらは、歳入でもご説明しましたとおり、事務部局における令和6年4月1日付人事異動に伴う人件費の組替えであり、これによる増減はございません。

続きまして、8ページをお願いいたします。款5項1消防費、目1消防総務費で5,440万9,000円の増額、こちらは人事院勧告に基づく給与改定に伴う消防職員に係る人件費の増額補正でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中隆徳君） 質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第5、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、20番、稲葉里子君の一身上の問題に関わることであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔20番 稲葉里子君退場〕

○議長（田中隆徳君） それでは、説明を求めます。

設楽管理者。

〔管理者 設楽詠美子君登壇〕

○管理者（設楽詠美子君） 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご提案申し上げます。

当組合の監査委員として、下記の議員を選任するについて、地方自治法第196条第1項及び組合同規約

第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、

住 所 結城市大字結城94番地。

氏 名 稲 葉 里 子 議員。

生年月日 昭和15年11月28日生まれでございます。

本議案は、本組合の監査委員のうち立川博敏議員が5月16日をもって任期満了となっておりますので、その後任として稲葉里子議員を選任することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

参考といたしまして、裏面には略歴を記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中隆徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

20番、稲葉里子君の除斥を解きます。

〔20番 稲葉里子君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（田中隆徳君） ただいま監査委員に選任されました稲葉里子君のご挨拶をお願いいたします。

〔20番 稲葉里子君登壇〕

○20番（稲葉里子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、就任のご挨拶をさせていただきます。

このたび、監査委員を務めさせていただくことになりました結城市選出の稲葉里子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの監査委員の選任に際しまして、皆様の同意をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。重責ではございますが、潮田新正監査委員とともに課せられ

た職責に誠意を持って努めてまいり覚悟でありますので、皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（田中隆徳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 4時00分

○議長（田中隆徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 日程第6、議案第5号 財産の取得についてから議案第7号 財産の取得についてまでの3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

高橋消防長。

〔消防本部消防長 高橋誠一君登壇〕

○消防本部消防長（高橋誠一君） 本年度4月1日より消防本部消防長を拝命しております高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第5号、第6号、第7号は関連しておりますので、一括して説明いたします。

最初に、議案第5号 財産の取得についてご説明申し上げます。消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、財産の取得をすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、

1、購入物品及び数量、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格7,233万3,562円。

4、相手方、東京都港区芝5丁目36番7号、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司。

2ページをご覧ください。調達概要でございます。本件の売買契約につきましては、令和7年6月11日に仮契約を締結いたしております。購入物品の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、桜川消防署真壁分署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車の更新により購入するものでございます。真壁分署の水槽付消防ポンプ自動車は、火災をはじめとしまして各種災害に対応する消防車両として平成17年3月に配備され、以来20年間使用してきた車両でございます。本年5月末で走行距離は約7万4,000キロ、直近5年間の災害出動は256件で、そのうち66件は火災出動となります。ここ数年、経年劣化により故障も多く発生しており、緊急時に迅速確実な消防活動に支障を来すおそれがあることから、消防本部車両更新計画に基づき購入するものでございます。

3 ページをご覧ください。仕様書概要でございます。総則、使用の目的にもあるとおり、この車両には1,500リットルの水槽が搭載されておるのが特徴です。火災現場に到着後、消火栓や防火水槽を使用しなくても、すぐに水を放水することが可能であり、火災の初期段階には非常に有効な車両です。また、購入する車両は緊急消防援助隊設備整備費補助を受けるため、「災害対応特殊」という名称を頭に用いておりますが、各所属に配備されております水槽付消防ポンプ自動車と同じ仕様となります。

なお、補助金として2,004万9,000円の交付が決定しております。通常時は真壁分署の消防車両として運用しますが、今年2月に発生しました岩手県大船渡市の山林火災のような広域的な災害発生時には、消防庁長官からの要請を受け、速やかに現地に派遣となる車両でございます。

続きまして、議案第6号、同じく財産の取得についてご説明いたします。

- 1、購入物品及び数量、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、取得予定価格5,963万8,908円。
- 4、相手方、東京都港区芝5丁目36番7号、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司。

2 ページをご覧ください。調達概要でございます。購入物品の災害対応特殊消防ポンプ自動車は、結城消防署南出張所に配備されている水槽付消防ポンプ自動車の更新により購入するものでございます。近年の消防車両は、20年前に比べて大型化してまいりました。より多くの資機材を積載できる反面、道路が狭い地域では進入ルートが限定されるデメリットも生じます。購入する車両は従来のものである水槽付消防ポンプ自動車よりコンパクトになりますが、600リットルの水槽と特殊消火装置を装備しており、多目的に機動力を発揮する車両でございます。

特殊消火装置についてご説明いたします。6 ページ下段をご覧ください。仕様書概要14、消火泡圧縮吐出装置、一般的にはキャフス装置と呼ばれております。キャフス装置とは、水と消火薬剤を混合し、コンプレッサーにて泡を作る装置で、住宅火災のほか、車両火災、産業廃棄物火災など水だけでは消火しにくい火災でも有効です。また、600リットルの水槽を搭載しております。このキャフス装置は、少量の水でも十分な消火能力があるため、効果的な消防活動が期待できます。この車両も国の緊急消防援助隊設備整備費補助としまして1,907万7,000円の交付を受けることが決定しております。

続きまして、議案第7号、同じく財産の取得についてご説明いたします。

記としまして、

- 1、購入物品及び数量、災害対応特殊救急自動車1台。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、取得予定価格3,556万618円。
- 4、相手方、茨城県水戸市泉町2丁目3番24号、茨城トヨタ自動車株式会社、代表取締役幡谷史朗。

2 ページをご覧ください。調達概要でございます。本件の売買契約につきましても、令和7年6月11日に仮契約を締結いたしております。購入物品の災害対応特殊救急自動車は、筑西消防署に配備さ

れている救急車の更新でございます。筑西消防署に配備されている救急車は、平成30年に配備され6年経過しましたが、既に走行距離が26万キロを突破し、エンジンの不具合をはじめ故障も増えている状況です。この6年間の救急出動件数は約9,500件、年間約1,500件で、筑西広域の中で最も出動が多い車両となります。救急要請は今後も高止まりが予想されます。こうした状況下、常に傷病者を安全、確実に搬送して、安定した救急サービスを維持するため更新するものでございます。

消防本部では、通常10台の救急車を運用しております。車両の更新につきましては、車両更新計画に基づくほか、装備している資機材の使用頻度や経年劣化による機能低下、故障の状況など総合的に判断して更新を予定しているところでございます。

なお、議案第5号、第6号と同様に、緊急消防援助隊設備整備費補助としまして1,338万6,000円の交付を受けることが決定しております。

3ページから7ページまで仕様書概要となります。ご参照いただきたいと思います。

なお、車両が納車された場合には、これまで運用してきた消防車や救急車は非常用の車両として引き続き運用し、現在の非常用の車両は役割を終えることとなります。

議案第5号、第6号、第7号の財産の取得についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中隆徳君） 質疑を願います。

仁平議員。

〔15番 仁平正巳君登壇〕

○15番（仁平正巳君） 15番、仁平でございます。議案第5号、6号、7号について質疑を行います。

いずれの車両も高規格な特殊車両としてすばらしい装備が搭載されておることは分かったのですが、実は先日、広域の救急車が出場中に一般の方の車両と接触事故を起こしたというニュースがありました。その場合、事故の大小にかかわらず、事故処理で今一番肝心なのはドライブレコーダーの件なのですけれども、装備の中に、いずれの車両もドライブレコーダーは標準装備されているのかどうか伺いをいたします。

○議長（田中隆徳君） 仁平正巳君の1回目の質疑に答弁願います。

高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 仁平議員の質問にご答弁させていただきます。

車両に関しては、各車両ともドライブレコーダーは搭載されております。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 仁平正巳君。

○15番（仁平正巳君） それはもう最初から標準に取り付けられているということで理解してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○15番（仁平正巳君） 終わります。

○議長（田中隆徳君） 5番、石嶋 巖君。

〔5番 石嶋 巖君登壇〕

○5番（石嶋 巖君） 5番、石嶋 巖。質疑を行います。

まず、5号議案なのですが、先ほど消防長のほうから説明がありましたが、大船渡の森林火災に出動したということで、こういう広域的な連携といいいますか、本当に今、震災や火災が多発していますので、こういった広域の協力というのはまさに必要だなというのを強く感じました。

質問なのですが、一般競争入札ということですが、これ2ページ、13、入札結果というのは2者、確かに特殊車両ですから、そう多数入札に参加する会社はないのかなと思うのですが、その辺のところどうなのかという、まず1個目の質問です。

それと、この特殊車両なのですが、これ実際消防署で運用するにあたって、運転する資格、こういった資格、それとか活用できるためには運転免許証を取るための、そうした教育といいいますか研修、そういうのをどのようにされているのかというのを二つ目に伺います。

三つ目なのですが、第7号のほうで、やはり救急車両の、1,500件も出動しているということで、高止まりということで、確かに先ほど赤城議会運営委員長もおっしゃったように、気温が上昇して熱中症がかなり広がっておりますけれども、そういった場合の救急出動について伺います。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君の1回目の質疑に答弁願います。

高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 石嶋議員の質問にご答弁させていただきます。

議案第5号の入札になりますけれども、やはりおっしゃるとおり特殊車両でございますので、2者の入札ということになっております。

また、あと免許のほうになりますけれども、通常のポンプ車に関しては、準中型の免許という種類に入ります。水槽付消防ポンプ自動車は大型免許ということに入っております。免許の補助金とかにつきましては、現在今検討中のところがございまして、各県内の消防本部の情報を組み入れながら検討していきたいと思っております。

あと、救急隊の熱中症の件かとは思いますが、やはり救急隊に関しましては、感染防止ということで、感染防止衣を着用している観点から、なかなか難しい状況でございます。

ちなみに、患者に関しましては、令和7年7月29日現在で112名の搬送がある状態でございます。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） ありがとうございます。それで、ポンプ車で大型免許が必要だということなのですが、先ほどもありましたけれども、免許証がなくて動かせない、出動ができないという事態へ

の回避策といいますか手だてといいますか、その辺のところはどのようなになっているか伺います。

○議長（田中隆徳君） 高橋消防長。

○消防本部消防長（高橋誠一君） 石嶋議員の質問に答弁させていただきます。

現在、各消防車を運転する職員を機関員というふうに言っておりますけれども、これは各所属の推薦により私の消防長の任命で機関員ということで任命しております。現在、大型202名、中型33名、普通26名ということで認定しておりまして、現時点をもちまして機関員が不足しているという状況には至っておりません。

以上です。

○議長（田中隆徳君） 石嶋 巖君。

○5番（石嶋 巖君） 以上で終わります。

○議長（田中隆徳君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより逐条採決をいたします。

まず、議案第5号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第7、議案第8号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

○事務局長（須藤正明君） 議案第 8 号 令和 7 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 7 年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,171 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95 億 3,514 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 7 月 30 日提出でございます。

今回の補正予算の概要ですが、大きく分けて 4 点ございます。1 点目は、令和 7 年度事務部局の人事異動に伴う人件費の組替えでございます。2 点目は、環境センター長期包括運営委託導入可能性調査等業務委託に係る歳出の増額補正及び債務負担行為補正でございます。3 点目は、ごみ処理施設発電機シーケンサ更新工事の契約金額確定に伴う精算補正。4 点目は、消防車両購入事業における国庫補助金の交付決定及び購入金額決定に伴う精算補正となります。

それでは、4 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正追加でございます。ごみ処理施設長期包括運営委託導入可能性調査等業務委託（環境センター）、期間、令和 8 年度。限度額 723 万 8,000 円でございます。これは、今後のごみ処理施設の運営にあたり、長期包括運営委託を導入することの可能性を調査するため、令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 か年にわたり調査等の業務を委託するため、令和 8 年度分の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

なお、令和 7 年度の経費につきましても、今回増額補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては歳出でご説明いたします。

次に、5 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債補正変更でございます。まず、ごみ処理施設発電機シーケンサ更新工事債につきましては、契約金額の確定に伴い、限度額 8,720 万円から 60 万円を減額し、8,660 万円とするものでございます。

次に、消防車両購入事業債につきましては、国庫補助金の交付決定及び購入金額確定に伴い、限度額 1 億 3,230 万円から 4,780 万円を減額し、8,450 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、8 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款 1 項 1 分賦金、目 1 議会総務費分賦金で 541 万 6,000 円の減額。

目 2 公園費分賦金で1,324万1,000円の増額。

目 3 衛生費分賦金で782万5,000円の減額でございます。これは、消防以外の組合事務部局における令和 7 年 4 月 1 日付人事異動に伴う人件費の組替えによるものであり、分賦金の増減はございません。

続いて、目 4 消防費分賦金で、2,587万4,000円の減額でございます。これは、消防車両購入事業において国庫補助金の交付決定及び購入金額確定に伴う精算補正によるものでございます。

次に、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 2 消防費国庫補助金で、5,251万2,000円の増額でございます。これは、消防車両購入事業に対し、令和 7 年 4 月 30 日付で緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付決定したことによる増額でございます。

次に、款 6 項 1 目 1 繰越金で、1,004万9,000円の増額でございます。これは、債務負担行為補正でもご説明いたしました、ごみ処理施設長期包括運営委託導入可能性調査等業務委託のうち、令和 7 年度分の増額補正の財源といたしまして、ごみ処理施設費令和 6 年度歳入歳出決算見込額のうち、繰越金1,032万9,000円を増額するものでございます。

そのほか、ごみ処理施設発電機シーケンサ更新工事の契約金額確定に伴う一般財源の減額分28万円を合わせまして、差引き1,004万9,000円を増額するものでございます。

次に、款 8 項 1 組合債、目 2 衛生債で60万円の減額。

次に、目 3 消防債で4,780万円の減額は、先ほど地方債補正でご説明しましたとおり契約金額確定に伴うものでございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。3、歳出、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で1,324万1,000円の減額。

続いて、目 3 筑西遊湯館費で782万5,000円の増額。

次に、款 3 土木費、項 1 公園管理費、目 1 県西総合公園費で1,324万1,000円の増額。

次に、10 ページをお願いいたします。款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 3 ごみ処理施設、説明欄、職員給与関係経費で782万5,000円の減額でございます。これらは令和 7 年 4 月 1 日付人事異動による人件費の組替えでございます。

次に、その下のごみ処理施設関係経費において、ごみ処理施設長期包括運営委託導入可能性調査等業務委託で、令和 7 年度分の委託料として1,032万9,000円の増額をお願いするほか、ごみ処理施設、発電機シーケンサ更新工事の契約金確定により工事請負費88万円を減額し、差引き944万9,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、款 5 項 1 消防費、目 1 消防総務費2,116万2,000円の減額。これは、消防車両購入金額確定に伴う備品購入費の減額でございます。

以上で一般会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(田中隆徳君) 質疑を願います。

6 番、森 正雄君。

〔6番 森 正雄君登壇〕

○6番（森 正雄君） 森 正雄です。10ページですか、4番の衛生費、目3のごみ処理施設費で、節12委託料1,032万9,000円の増額補正ということでもありますけれども、たしか当初でかなりこのごみ処理センターの委託料というのは、私は記憶しているのですが、6,000万以上のこの委託料が前年対比上がっていたと思います。そういう中で、今回またその他の業務委託料ということでもありますけれども、ちょっとその業務委託料の内容についてご説明をいただきたい。

それと、5の消防費であります。これは、国保の財源振替ということで、事務、消防本部というのは大変だったでしょう。お疲れさまでした。そこで、これが2,116万2,000円の減ということでもあります。この減額というのは6ページ、総括で歳入で分賦金の確定ということで、3市の負担が減額になっていくのだろうというような措置になるのだろうというふうに思いますけれども、その辺伺います。

あとは質問席で。

○議長（田中隆徳君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

藤田環境センター所長。

○環境センター所長（藤田英明君） 森議員の質疑に答弁いたします。

長期包括運営委託業務導入調査について内容ですが、導入可能性調査、長期修繕に関わる基本設計の2とおりになります。導入可能性調査は、事業手法検討に関わる基礎調査から実施し、意向調査や経済性の検討を踏まえ総合評価を実施いたします。長期修繕に関わる基本設計は、長寿命化総合計画の精査と同時に、長期包括運営業務要求水準書案を作成するものとなっております。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 広瀬企画財政課長。

○事務局副局長兼企画財政課長（広瀬浩孝君） 事務局副局長兼企画財政課長を仰せつかっております広瀬でございます。森議員さんの質疑に答弁いたします。

消防車両購入事業ということで、こちら消防車両2台と救急車両1台の購入に対しまして、補助金の交付決定や購入金額の確定に伴いまして精算の補正をしたところでございます。この金額に対しまして分賦金が減額となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 森 正雄君。

○6番（森 正雄君） この予算書を見ればよく分かります。何を質問したかといいますと、こういった、この筑西市、前にも意見申し上げました。筑西市、ここ数年100億近い一般会計の予算を計上してございますけれども、筑西広域事務組合の大体経常的な予算を見ますと、大体60億ぐらいなのかなというふうな感じを持っています。そういう中で、この筑西広域、かなり施設がございます。今、基幹的な補修をしてございますけれども、ごみ処理センター、これ81億もかけて、たった15年しかもたないのですよね。そういうことだと思うのです。そういう中で、今後、消防施設も、これから結城が、

結城市長いますけれども、結城がこれから改修というような計画もある。あるいは真壁の消防署が改修予定があるという中で、計画的にこういうふうな分賦金を一回一回返していかないで、各自治体へ、3市へ返していかないで、前にも言いました。計画的な基金を積み立てる、そういうことが必要なのではないかと思います。今ちょうどごみ処理センターなんかも、新聞等でもありますけれども、今リチウムイオン電池、そういうことで発火して使えなくなったごみ処理施設なんかもあるというような不慮の事故もあるわけです。そういったときに、自転車操業的な予算といいましょうか、運営をしていていいのかな。計画的に積立てをしていくと、3市の理解を得た中で基金の造成を図っていくということは、考えるべきなのだろうというふうに思うのですけれども、その辺、局長。

○議長（田中隆徳君） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤正明君） それでは、ご答弁申し上げます。

基金についてということですが、確かに森議員さんのおっしゃるとおり、今後の組合の事業につきましては、整備計画に基づく老朽化した消防署所の建て替え、また令和3年度から展開しております環境センターの基幹改良事業により延命された後のごみ処理施設の新たな整備等、今後大きな事業が控えていることが視野に入っております。特にごみ処理施設につきましては、再度の延命化を図るにせよ、建て替えるにせよ、莫大な費用がかかることとなります。

そのようなことから、令和4年度より組合幹事会におきまして基金についての協議を続けてまいり、また先般、正副管理者会議におきましてもご説明をさせていただいたところでございます。基金の必要性につきましては、構成市それぞれご理解をいただいているところでございますが、協議の結果といたしましては、まずは組合としては、必要となる時期、それと必要となる金額等、こちらを適時お示しさせていただく。そして、基金の対応につきましては、構成市のそれぞれの財政計画に基づいて、構成市のそれぞれの判断に委ねるというようなこととなりました。そのようなことから、筑西市さんにおかれましては、先んじてご対応いただきまして、先般、独自で基金の設立をしていただいたところでございます。結城市さん、桜川市さんにおかれましても、それぞれが適切にご判断いただくものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（田中隆徳君） 森 正雄君。

○6番（森 正雄君） よく分かりました。前向きに基金造成については検討なされているということですね。分かりました。

ただ、筑西市の場合、確かに、今回の第1回の定例会でしたか、これの基金条例は議決賛成しました。よかったなという思いと、基金造成するのであれば、私は、この筑西広域事務組合を主体とした基金造成であるべきなのだろうというふうに思うわけです。といいますのも、それぞれの3市でそれぞれ基金造成していくのも、これは事情があればそういうことでもいいと思うのですけれども、希望としては、やはり3市の出資したものをプールして基金にしていく、これがやっぱり予算の見える化

といいましょうか、そういうことにつながっていくのだろうというふうに思います。幾らぐらいあるのだというのを予算書見れば分かるような、そういう形で運営していただきたいなど。これは答弁は要りません。希望です。

以上です。ありがとうございました。

○議長（田中隆徳君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号 令和7年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中隆徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第8、議案外報告 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）について報告を求めます。

須藤事務局長。

〔事務局長 須藤正明君登壇〕

○事務局長（須藤正明君） 議案外報告、令和6年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）についてご説明申し上げます。

裏面の2ページをお願いいたします。一般会計、款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理施設費基幹的設備改良事業でございます。継続費の総額は令和3年度から令和7年度までの5か年で、81億9,586万8,000円でございます。令和6年度継続費予算現額の計20億7,937万1,369円に対し、支出済額20億7,936万8,882円は、ごみ処理施設基幹的設備改良工事及び工事に係る施工管理委託料でございます。予算現額から支出済額を引いた残額2,487円を令和7年度に逐次繰越しするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（田中隆徳君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申

出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田中隆徳君） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（田中隆徳君） 以上で、今臨時会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午後 4時43分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年7月30日

議 長 田 中 隆 徳 ⑩

臨 時 議 長 稲 葉 里 子 ⑩

署 名 議 員 潮 田 新 正 ⑩

署 名 議 員 大 橋 康 則 ⑩